

八王子市立浅川中学校いじめ防止基本方針

八王子市立浅川中学校

1 いじめに対する基本方針

いじめは人間として絶対に許されない人権侵害である。いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得るという認識をもつ。

- (1) いじめは、「しない させない 許さない」を大原則とする。
- (2) いじめられている生徒を徹底して守り通す。
- (3) 「いじめは絶対に許されない」との認識に立って、家庭・地域との連携を推進する。

2 主な取り組み

(1) 道徳教育等の充実

- ①すべての教育活動において人権尊重の精神を育成する。特に道徳の時間を要として教育活動全体で道徳教育を充実させ、望ましい人間関係の育成を図る。
- ②生徒会活動において、『「いじめ撲滅」宣言』（平成24年12月6日生徒会作成）に基づき、いじめ問題の取り組みを継続的に行う。
- ③家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度、自己有用感の育成など、生徒の心を育むための取り組みを推進する。

(2) 未然防止や早期発見のための取り組み

- ① 入学時・各年度の開始時における生徒、保護者、地域、関係諸機関等へ基本方針の内容を説明する。子ども見守りシート等を活用し、いじめの早期発見に努める。
- ② 毎週1回の「学校いじめ対策委員会」（企画委員会を兼ねる）において、定期的に生徒の情報を共有し、組織的に対応する。（管理職、生活指導主任等、学年主任、養護教諭、SC）また、いじめ防止基本方針を必要に応じて見直す。
- ③ 「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する生徒アンケートを年3回実施する。また、Qや年2回の面談を活用して、いじめの対応を充実させる。年3回教員いじめ研修を実施するとともに、チェックリストを作成・共有して全教職員で対応する。
- ④ スクールカウンセラーやスクールサポーターによる相談活動を充実させる。特に1年生では、年度当初にスクールカウンセラーとの面談を全員実施する。
教職員自身が生徒の言動をきめ細やかに観察し、未然防止や早期発見に努める。また、教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- ⑤ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。いじめ防止等のための取組に係る達成目標を学校評価項目に設定する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ①生徒への情報モラルの指導を徹底するとともに、外部機関との連携、家庭への協力を求める。学校運営協議会、生徒、保護者と共に作成したSNS浅川中ルールを周知徹底し、すべての生徒にとって安全で安心な学校づくりに努める。
- ②学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を迅速に行う。
- (2) いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援を行う。
- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめを行った生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、全教職員の共通理解、保護者の協力、警察や児童相談所等との連携により、該当生徒が抱える課題の解決を図る。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるものは、警察等外部機関に相談・協力を求める。

4 重大事態への対処

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。